

平成 21 年 5 月 20 日

各 位

本 店 所 在 地 東京都大田区新蒲田三丁目 1 5 - 7
会 社 名 株式会社ケアサービス
代表者の役職名 代表取締役社長 福原 敏雄
(コード番号：2 4 2 5)
問 合 せ 先 経理部長 笹川 正文
電 話 番 号 03-5713-1611

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 23 日開催予定の第 18 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正及び追加等所要の変更を行なうものであります。

また、当社は、第 18 期(平成 21 年 3 月期)末現在、会社法第 2 条第 6 号イに定める大会社には該当しておりませんが、同法の規定に基づく監査役会を設置することで、コーポレートガバナンスの一層の強化を図ることといたしたく、第 5 章「監査役」に「監査役会」の設置を追加し、併せて所要の変更を行なうものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 21 年 6 月 23 日(火曜日)
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 23 日(火曜日)

以 上

定款一部変更案

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p>第 6 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第 8 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>に記載又は、記録された議決権を有する株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告し、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、広告する。</p> <p>3 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>(削除)</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第 7 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は、記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告し、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 8 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、広告する。</p> <p>(削除)</p>

<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 <u>当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 11 条～29 条 (略)</p> <p>第 5 章 監査役</p> <p>第 30 条 当社は監査役を置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 31～39 条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 9 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱い及び手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続等</u>については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 10 条～28 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u> (監査役の設置)</p> <p>第 29 条 当社は監査役及び監査役会を置く。 (常勤の監査役)</p> <p>第 30 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> (監査役会の招集通知)</p> <p>第 31 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> (監査役会の決議方法)</p> <p>第 32 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数を持って行なう。</u> (監査役会の議事録)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名を行なう。</u> (監査役会規程)</p> <p>第 34 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>第 35～43 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管</p>
--	--

	<p><u>理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3条 本附則第1条、2条及び本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>
--	---